

市立病院等の 外来診療の ご案内

みなくち診療所と信楽中央病院では、市民の皆さんの健康増進と福祉の向上のため、初期疾患の診察をはじめ、専門診療や日常の健康管理に励むとともに、在宅医療として訪問診療・往診も積極的に行っています。

また、身近にご利用いただけるかかりつけ医として地域医療に取り組んでいます。

外来診療体制は、次のとおりです。ご自身の健康や体調が気になる方はお気軽にご来院ください。

みなくち診療所診療案内(令和2年4月～)

問合せ ☎62-3346 FAX63-1728

時間・診療科		月	火	水	木	金
午前 受付時間 8時30分 ～12時 診療開始 9時～	整形外科	浅嵩 周造	浅嵩 周造	笠原 寿人	浅嵩 周造	浅嵩 周造
	小児科	西澤 侑香	木川 崇	森宗 孝夫	岸本 卓磨	(交代制) 中嶋 麻子 林谷 俊和 北岸 弥寿朗
	内科	宮内 喜男	宮内 喜男	宮内 喜男	-	宮内 喜男
	循環器内科(予約制)	小澤 友哉	大西 美紀子	-	金子 佳裕	-
	糖尿病内科(予約制)	-	-	-	中本 明紀子	佐藤 大介
	消化器内科	-	-	-	柴田 直季	-
リハビリテーション科	○	○	○	○	○	
午後 受付時間 13時30分 ～15時30分 診療開始 14時～	内科	宮内 喜男	宮内 喜男	宮内 喜男	柴田 直季	佐藤 大介
	糖尿病内科(予約制)	-	-	-	中本 明紀子	-
	整形外科	浅嵩 周造	浅嵩 周造	-	-	浅嵩 周造
	小児循環器科(予約制)	-	-	古川 央樹 (第5水曜日他)	-	-
リハビリテーション科	○	○	-	-	○	
在宅医療(訪問診療・往診)原則午後		適宜	適宜	○	○	○

※健康診断、予防接種などについてはお問い合わせください。
※訪問診療のご相談、往診のご依頼は適宜お受けしています。通院が困難な方はお気軽にお尋ねください。

信楽中央病院診療案内(令和2年4月～)

問合せ ☎82-0249 FAX82-3060

診療科・曜日		月	火	水	木	金
午前 総合診療 (内科・外科・小児科・リハビリテーション科) ●受付時間 8時～11時30分 ●診療時間 9時～12時	初診	中島 恭二	福田 神	今枝 加奈子	田丸 大	北川 貢嗣
	再診 (予約)	北川 貢嗣	中島 恭二	中島 恭二	北川 貢嗣	中島 恭二
		今枝 加奈子	北川 貢嗣	福田 神	今枝 加奈子	今枝 加奈子
午後 総合診療 ●受付時間 13時30分～16時 ●診療時間 14時～17時	初診	田丸 大	福田 神	北川 貢嗣	今枝 加奈子	福田 神
	再診 (予約)	-	-	-	-	中島 恭二
		整形外科(毎週火曜日)	-	前野 幹幸	-	-
眼科(第1・3・5木曜日)	●受付 13時～15時 ●診療 14時～17時	-	-	-	井島 広規	-
	整形の診療は13時30分～	-	-	-	-	-
夜診 ●受付:17時～19時 ●診療:17時15分～19時30分	初診	-	-	○	-	-

・リハビリテーション科の水曜日午後は休診

出張診療			
診療所名	診療日	受付時間	診療時間
多羅尾出張診療所	毎週金曜日	14時～15時	14時～15時30分
朝宮出張診療所	第2・第4水曜日		
田代出張診療所	第3水曜日		

※その他、健康診断、定期健診、人間ドック、がん検診、予防注射等も行っていきます。

コミタク(乗合タクシー)予約方法の変更

市内のコミタク(乗合タクシー)の予約締切時刻を一部変更し、より利用しやすくなりました。

利用方法 乗車時刻の**1時間前**までの予約で、停留所へタクシー車両がお迎えに行きます。

予約締切時刻	乗車1時間前											
	前日 20時まで	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便
各停留所 乗車希望時刻	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	

(例)9時30分に乗車する場合、当日8時30分(1時間前)までに予約することで利用できます。

※1便目(8時台)の乗車については前日20時までに予約が必要です。

コミタクとは

あらかじめ定められたエリア内の停留所間をタクシー車両で移動する公共交通です。利用には事前の予約が必要です。コミタクエリアの詳細は、令和2年度4月1日改正版時刻表をご覧ください。

コミタク対象エリア

- 水口地域：貴生川・柏木エリア
- 土山地域：土山学区の一部
エリア
- 甲南地域：甲南エリア
- 信楽地域：神山・江田・宮町
エリア

問合せ 公共交通推進課 公共交通推進係 ☎69-2215 FAX63-4601

令和2・3年度後期高齢者医療制度の 保険料率をお知らせします

高齢化の進展や医療の高度化などにより医療費が年々増加しています。医療費に見合う保険料収入を確保し、制度の安定的な運営を維持するため、令和2・3年度の保険料率を改定します。

●令和2・3年度の保険料率(年額)

区分	保険料率	
	現行(平成30・令和元年度)	改定後(令和2・3年度)
均等割額	43,727円	45,512円
所得割率	8.26%	8.70%
年間保険料上限額	62万円	64万円

※「所得割額」の計算方法…総所得金額等から基礎控除の33万円を差し引いた金額×上記の割合

●令和2年度の均等割額が軽減される場合および変更点

世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の方は、世帯の所得水準に合わせて、均等割額が軽減されます。
※65歳以上の方の公的年金等に係る所得は、15万円を引いた額で判定します。

◎保険料均等割額の軽減割合が見直されます

- ①世帯主と被保険者全員の所得の合計額が33万円以下で、被保険者全員の公的年金の控除額を80万円として計算したとき、各種所得が0円となる方
(令和元年度)8割軽減 → (令和2年度)7割軽減
- ②世帯主と被保険者全員の所得の合計額が33万円以下で①に該当しない方
(令和元年度)8.5割軽減 → (令和2年度)7.75割軽減

◎保険料均等割額の軽減範囲が拡大されます
被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方

■均等割額が5割軽減される方

(令和元年度)
[基礎控除額]+[28万円×世帯の被保険者数]
(令和2年度)

[基礎控除額]+[28.5万円×世帯の被保険者数]

■均等割額が2割軽減される方

(令和元年度)
[基礎控除額]+[51万円×世帯の被保険者数]
(令和2年度)

[基礎控除額]+[52万円×世帯の被保険者数]

※基礎控除額=33万円

新しい保険料額は7月に郵便でお知らせします。
広域連合のホームページで保険料額の試算ができます。



問合せ 保険年金課 後期高齢者医療係
☎69-2142 FAX63-4618